

商 品 概 要 説 明 書

(2026 年 10 月 1 日現在)

1.商 品 名	・「スーパー定期貯金」＜単利型＞ (愛称：組合員定期貯金 2026)
2.ご利用いただける方	・組合員（本人または同居の家族）で個人の方 ※組合員外の場合は、新たに組合員加入していただければご利用いただけます。
3.期 間	・定型方式1年 または 2 年（自動継続：元金継続または元利金継続）
4.預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・一括預入 ・30 万円以上 1,000 万円未満 ・1 円単位
5.払戻方法	・満期日以後に一括して払い戻しできます。
6.利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金	・預入期間 1 年については、年 1. 700%を満期日まで適用します。預入期間 2 年については、年 2. 200%を満期日まで適用します。自動継続後は、原則としてこの定期貯金の自動継続時の店頭表示の利率を当該満期日まで適用します。 ・預入期間 1 年のものは満期日以後に一括して支払います。 ・預入期間 2 年のものは、中間利払日（預入日から満期日の 1 年前の応当日までの間に到来する預入日の 1 年ごとの応当日）以後および満期日以後に分割して支払います。なお、中間利払日に支払う利息は、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%。小数点第4位以下切捨て）により計算します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※）2037 年 12 月 31 日までの適用となります。
7.手 数 料	—
8.付加できる特約事項	・総合口座の担保とすることができます。 (貸越利率は担保定期貯金の約定利率に 0.5%を上乗せした利率) ・預入期間 2 年のものは中間払利息を定期貯金とすることができます。 ・マル優（障害者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えて J Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。

9.中途解約時の取扱い	- 満期日前に解約する場合は、以下の預入期間に応じた中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 6 か月未満 解約日における普通貯金利率 6 か月以上 1 年未満 約定利率×50% 1 年以上 3 年未満 約定利率×70% - 中間払利息が支払われている場合には、その利息額（支払済の利息合計額）と中途解約利率により計算した利息額との差額を清算します。
10.貯金保険制度（公的制度）	保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店、または金融共済部(電話：049-227-6280)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。埼玉弁護士会示談あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
12.その他参考となる事項 (1) 募集期間 (2) 中途解約 (3) 販売条件	2026 年 10 月 1 日（木）～ 2027 年 3 月 31 日（水） ※募集上限 400 億円に達した場合、販売を終了いたします。 ※金融情勢の変化等により、予告なく取扱期間中に本商品を終了、または内容を変更する場合があります。 - 原則として期限前の解約は認めません。やむを得ず満期日前までに解約する場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。 - 非営業日の中途解約、満期解約はできません。 - この定期貯金は、原則として新規に預け入れていただけるご資金に限定させていただきます。 新規とは、募集期間中、当JAに現金、振込等によりお預け入れされたご資金です。既にお預け入れの定期貯金の満期資金や解約金、また普通貯金の出金等による預け替えは対象外となります。

詳しくは支店窓口までお問い合わせください。

JAいるま野